

令和4年度第2次補正予算 省エネ補助金について

2023年2月 エネルギー対策課

省エネ支援策パッケージ

事業者向け

1. 省エネ補助金の抜本強化【500億円】【国庫債務負担行為の後年度分含め1,625億円】

- 省エネ設備投資補助金において、複数年の投資計画に切れ目なく対応できる新たな仕組みを創設することで、エネルギー価格高騰に苦しみ中小企業等の潜在的な省エネ投資需要を掘り起こす。

2. 省エネ診断の拡充【20億円】

- 工場・ビル等の省エネ診断の実施やそれを踏まえた運用改善等の提案にかかる費用を補助することで、中小企業等の省エネを強力に推進する。
- また、省エネ診断を行う実施団体・企業を増加させ、専門人材育成も兼ねた研修を行うことで、省エネ診断の拡充を図る。

※ 中小企業向け補助金（ものづくり補助金）についても、省エネ対策を推進するためグリーン枠を強化。

家庭向け

3. 新たな住宅省エネ化支援【約2,800億円】※新築を含む

- 家庭で最大のエネルギー消費源である給湯器の高効率化（300億）や、省エネ効果の高い住宅の断熱窓への改修に経産省・環境省事業（1,000億）で手厚く支援。国交省の省エネ化支援（新築を含めて1,500億）と併せて、3省庁連携でワンストップ対応を行う。

※ 全国各地の自治体で実施されている「省エネ家電買い換え支援」を拡大すべく、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」（6,000億円）において、メニューの一つとして措置。

※ 冬に向けた省エネ・節電の取組として、対価支払型の「節電プログラム」に参加し、一層の省エネ・節電に取り組んだ家庭や企業に対して、電力会社による特典に、国による特典を上乗せする等の支援を行う。（令和4年度予備費予算額：1,784億円）

省エネルギー設備への更新を促進するための補助金

(省エネルギー投資促進支援事業費補助金、省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金)

資源エネルギー庁省エネルギー・
新エネルギー部省エネルギー課

令和4年度補正予算額 **500 億円** (国庫債務負担含め総額1,625億円)

事業の内容

事業目的

本事業は、工場・事業場における省エネ性能の高い設備・機器への更新や複数事業者の連携、非化石エネルギーへの転換にも資する先進的な省エネ設備・機器の導入を支援することで、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とします。企業の複数年にわたる投資計画に対応する形で今後3年間で集中的に支援し、特に中小企業の潜在的な投資需要を掘り起こします。

事業概要

(1) 先進事業

工場・事業場において大幅な省エネを実現できる先進的な設備の導入を支援します。

(2) オーダーメイド事業

個別設計が必要な特注設備等の導入を含む設備更新やプロセス改修等を行う省エネ取組に対して支援を行います。

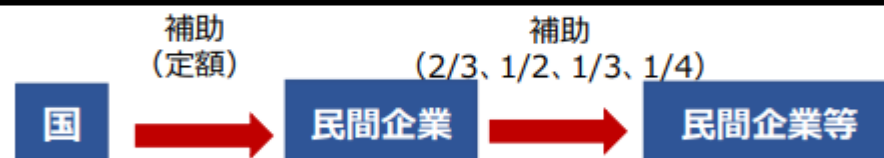
(3) 指定設備導入事業

省エネ性能の高いユーティリティ設備、生産設備等への更新を支援します。

(4) エネルギー需要最適化対策事業

エネマネ事業者等と共同で作成した計画に基づくEMS制御や高効率設備の導入、運用改善を行うより効率的・効果的な省エネ取組について支援を行います。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



- (1) 補助率：中小企業2/3、大企業1/2
上限額：15億円（非化石転換設備の場合は20億円）
- (2) 補助率：中小企業1/2、大企業1/3
※投資回収年数7年未満の事業は、中小企業1/3、大企業で1/4
上限額：15億円（非化石転換設備の場合は20億円）
- (3) 補助率：1/3、上限額：1億円
- (4) 補助率：中小企業1/2、大企業1/3、上限額：1億円

成果目標

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける産業部門・業務部門の省エネ対策（2,700万kl程度）中、省エネ設備投資を中心とする対策の実施を促進し、省エネ量2,155万klを目指します。

R4省エネ補助金【先進的省エネルギー投資促進支援事業】

- 工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を支援。

事業区分		A 先進技術	B オーダーメイド型事業	C 指定設備導入事業	D エネマネ事業
事業概要		資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択した先進設備・システムを導入する事業	機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備等（オーダーメイド型設備）を導入する事業	SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録及び公表した指定設備を導入する事業	SIIに登録されたエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」契約し、SIIに登録されたEMSを用いて、より効果的に省エネルギー化を図る事業
省エネルギー効果の要件		申請単位において、原油換算量ベースで以下いずれかの要件を満たす事業 ①省エネ率：30%以上 ②省エネ量：1000kL ③エネルギー消費原単位改善率：15%以上 ※複数の対象設備を組み合わせて申請する場合、各設備の省エネ効果の合算値で上記要件を満たすこと	申請単位において、原油換算量ベースで以下いずれかの要件を満たす事業 ①省エネ率：10%以上 ②省エネ量：700kL ③エネルギー消費原単位改善率：7%以上 ※複数の対象設備を組み合わせて申請する場合、各設備の省エネ効果の合算値で上記要件を満たすこと	SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たす設備を導入すること	申請単位で、「EMSの制御効果と省エネ診断等による運用改善効果」により原油換算量ベースで省エネルギー率2%以上を満たす事業
補助対象経費		設備費	設備費	設備費	設計費、設備費、工事費
補助率	中小企業等	定額	定額 ※投資回収年数7年未満の事業は1/3以内	設備種別・性能（能力毎）に設定する定額の補助	1/2以内
	大企業等	3/4以内	3/4以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/4以内		1/3以内
補助金限度額		上限額：15億円/年度 下限額：100万円/年度 ※複数年度事業の1事業あたりの上限額は、30億円	上限額：15億円/年度 下限額：100万円/年度 ※複数年度事業の1事業あたりの上限額は、20億円（連携事業は30億円）	上限額：1億円/年度 下限額：30万円/年度 ※複数年度事業は認められない	上限額：1億円/年度 下限額：100万円/年度 ※複数年度事業の1事業あたりの上限額は、1億円

省エネ補助金の抜本強化

【令和4年度第2次補正予算額：500億円】
【国庫債務負担行為の後年度分含め1,625億円】

- 工場等での省エネを促進するため、非化石エネルギーへの転換に資する設備も含め、省エネ性能の高い設備・機器への更新を支援。
- 企業の複数年にわたる投資計画に対応する形で今後3年間で集中的に支援し、特に中小企業の潜在的な投資需要を掘り起こす。

事業区分		① 先進事業	② オーダーメイド型事業	③ 指定設備導入事業	④ エネルギー需要最適化対策事業
事業要件		外部審査委員会において、以下の先進性が認められた設備・システムを支援。 ①導入ポテンシャル ②技術の先進性(非化石転換等) ③省エネ効果	機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備等(オーダーメイド型設備)の導入を支援。	予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表した指定設備を導入する事業。	事前登録されたエネマナ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、EMSを用いてエネルギー使用量を計測することで、より効果的に省エネルギー化及びエネルギー需要最適化を図る事業。
省エネルギー効果の要件※1		申請単位において、原油換算量ベースで以下いずれかの要件を満たす事業 ①省エネ率＋非化石割合増加率:30%以上 ②省エネ量＋非化石使用量:1,000ki以上 ③エネルギー消費原単位改善率:15%以上(注) ※複数の対象設備(②③④)を組み合わせる場合、各設備の省エネ効果の合算値で上記要件を満たすこと ※非化石転換の場合も増エネ設備は認めないこととする。	申請単位において、原油換算量ベースで以下いずれかの要件を満たす事業 ①省エネ率＋非化石割合増加率:10%以上 ②省エネ量＋非化石使用量:700ki以上 ③エネルギー消費原単位改善率:7%以上(注) ※複数の対象設備(②③④)を組み合わせる場合、各設備の省エネ効果の合算値で上記要件を満たすこと ※非化石転換の場合も増エネ設備は認めないこととする。	予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たす設備を導入すること ＜ユーティリティ設備＞ ①高効率空調 ②産業ヒートポンプ ③業務用給湯器 ④高性能ボイラ ⑤高効率コージェネレーション ⑥低炭素工業炉 ⑦変圧器 ⑧冷凍冷蔵設備 ⑨産業用モータ ⑩調光制御設備 ＜生産設備＞ ⑪工作機械 ⑫プラスチック加工機械 ⑬プレス機械 ⑭印刷機械 ⑮ダイカストマシン	申請単位で、「EMSの制御効果と省エネ診断等による運用改善効果」により、原油換算量ベースで省エネルギー率 2%以上 を満たす事業
補助対象経費		設備費、設計費、工事費	設備費、設計費、工事費	設備費	設備費、設計費、工事費
補助率	中小企業等 ^{※2}	2/3以内	1/2以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/3以内	1/3以内	1/2以内
	大企業 ^{※3} 、その他 ^{※4}	1/2以内	1/3以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/4以内		1/3以内
補助金限度額(非化石)		【上限額】15億円/年度(20億円/年度) 【下限額】100万円/年度 ※複数年事業の1事業当たりの上限額は30億円(40億円)	【上限額】15億円/年度(20億円/年度) 【下限額】100万円/年度 ※複数年事業の1事業当たりの上限額は20億円(30億円) ※連携事業は30億円(40億円)	【上限額】1億円/年度 【下限額】30万円/年度 ※複数年事業は認められない	【上限額】1億円/年度 【下限額】100万円/年度 ※複数年事業の1事業当たりの上限額は、1億円

※補助金限度額等については執行団体と協議の上決定するものとする。

令和5年度予算案額

先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

資源エネルギー庁省エネルギー・
新エネルギー部省エネルギー課

令和5年度予算案額

261 億円 (253 億円)

事業の内容

事業目的

工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下事業概要の取組を通じて支援します。なお、当該支援に必要な一部業務のサポート事業を実施します。

事業概要

(1) 先進事業

高い技術力や省エネ性能を有しており、今後、導入ポテンシャルの拡大等が見込める先進的な省エネ設備等の導入を行う省エネ投資について、重点的に支援を行います。

(2) オーダーメイド型事業

個別設計が必要な特注設備等の導入を含む設備更新やプロセス改修等を行う省エネ取組に対して支援を行います。

(3) エネマネ事業

エネマネ事業者と共同で作成した計画に基づくEMS制御や高効率設備の導入、運用改善を行うより効率的・効果的な省エネ取組について支援を行います。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



(1) 補助率：中小企業10/10, 大企業 3/4、上限額：15億円

(2) 補助率：中小企業10/10, 大企業 3/4

※投資回収年数7年未満の事業は、
中小企業者等で1/3以内、大企業・その他で1/4以内
上限額：15億円

(3) 補助率：中小企業1/2, 大企業 1/3、上限額：1億円

成果目標

令和12年度(2030年度)におけるエネルギー需給の見通しにおける産業部門・業務部門の省エネ対策(2,700万kl程度)中、本事業を含む省エネ設備投資の更なる促進により、原油換算で2,155万klの削減に寄与します。

参考

- 省エネ支援策パッケージについて：資源エネルギー庁
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/government/package.html
- 省エネ補助金について：一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）
<https://sii.or.jp/>（トップページ）
https://sii.or.jp/cutback04/uploads/k31_faq.pdf（R4省エネ補助金Q&A）

各支援策の公募情報については、今後省エネポータルサイトに順次掲載していきます。

【省エネポータルサイト】https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/

※ 省エネ補助金を申請される際には、公募要領等をよくご確認いただき、申請手続きを行ってください。